

あわらし市重層的支援体制整備事業 実施計画書

あわらし市健康福祉部

目次

はじめに	2
第1章 重層的支援体制整備事業の概要	3
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	4
第3章 重層的支援体制の構築	5
第4章 包括的相談支援事業	6
第5章 地域づくり事業	9
第6章 多機関協働事業	12
第7章 参加支援事業	15
第8章 アウトリーチ等継続的支援事業	16
第9章 重層的支援体制整備事業の推進体制	17

はじめに

国は、少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中、様々な背景を持つ人々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、生きがいをもって一人ひとりが暮らし、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めるため、令和2年（2020年）7月に社会福祉法の改正を行い、社会福祉法第106条の4に「重層的支援体制整備事業」を規定しました。

このような中、本市では、令和2年度「ともに支え合う つながりのあるまちづくり」を基本理念に、第3期あわら市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）を策定し、地域、行政、関係機関等が協力して地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めることとしています。

重層的支援体制整備事業計画は、地域福祉計画の基本目標Ⅱに定める「わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制づくり」を具体的に推進する計画です。

本事業の取り組みにより、これまで縦割りになりがちな相談支援や居場所づくりにおいて、分野、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。



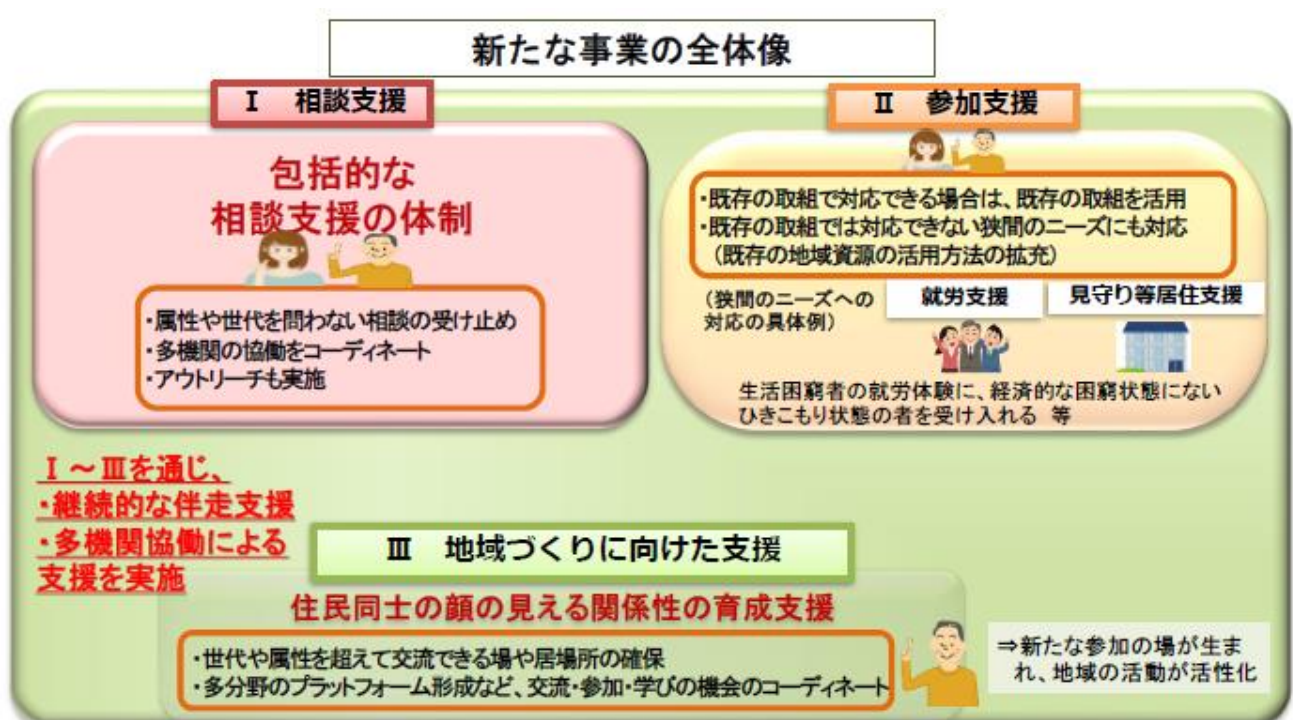
第1章 重層的支援体制整備事業の概要

これまでの社会保障制度は、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、高齢、介護、障害、子ども、生活困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

しかし、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば、80代の親が自宅にこもる50代の子どもの生活を支える8050問題や介護と育児のダブルケア、ひきこもりやヤングケアラー、個人や世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制では複合する課題や狭間のニーズに対応できないケースが発生しており、必要な支援が届いていない現状があります。

重層的支援体制整備事業は、既存の高齢、介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。（下図参照）

重層的支援体制整備事業の全体像：厚生労働省資料



第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1 計画策定の趣旨

本市では、第3期あわら市地域福祉計画に掲げた、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業に取り組みます。

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の3つの支援を柱とします。

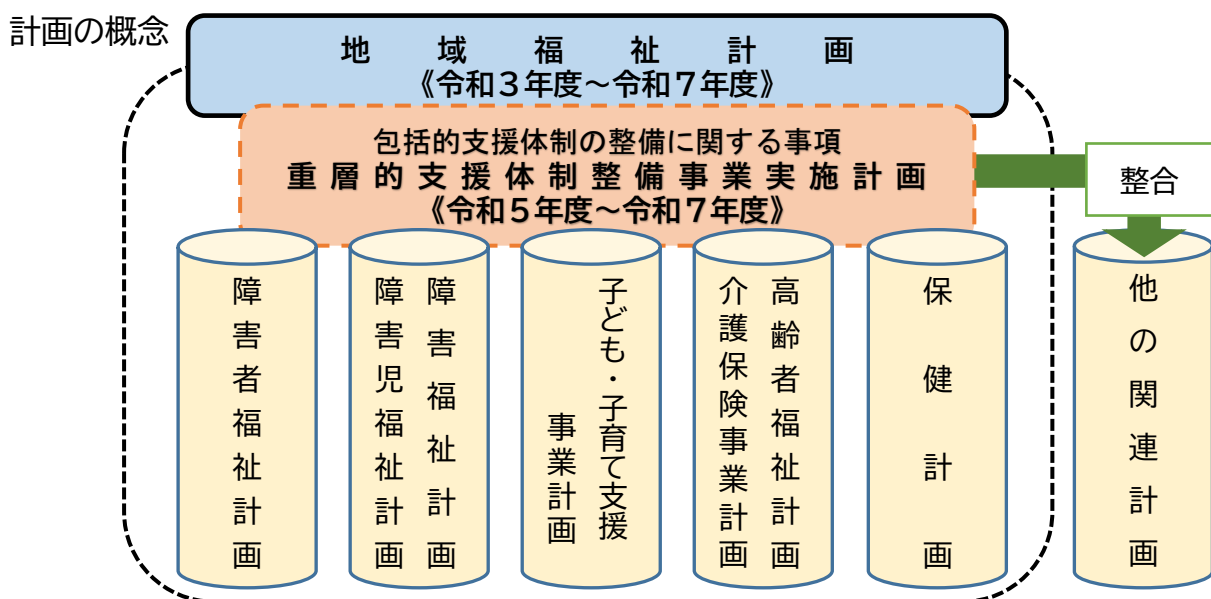
- ① 相談支援：本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援：本人・世帯の状態に合わせ、地域の社会資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくり：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

2 計画の位置づけ

重層的支援体制整備事業実施計画は、本市の福祉部門の最上位計画である「第3期あわら市地域福祉計画」の理念のもと、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、社会福祉法第106条の5の規定に基づき作成し、その内容は各福祉関連計画とも調和・整合性を図ります。

3 計画の期間

第3期あわら市地域福祉計画の計画期間に合わせ、本計画の期間も令和5年度から令和7年度までの3年間とします。ただし、実施事業は具体的な内容であることから、事業評価に合わせ毎年度見直しを行います。



第3章 重層的支援体制の構築

1 事業の全体像

本市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的相談支援、多機関協働、地域づくり、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援に係る5つの事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで誰ひとり取り残さない体制を構築します。

2 事業の枠組み

本市では、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、下記の事業の枠組みで一体的に事業を実施します。

重層的支援体制整備事業の枠組み			
事業名（国）	事業名（市）	分野	所管課
Ⅰ 相談支援	地域包括支援センター運営事業	介護	健康長寿課
	障害者相談支援事業	障害	福祉課
	利用者支援事業	子ども	子育て支援課
	生活困窮者自立相談支援事業	困窮	福祉課
Ⅱ 参加支援	【新規】参加支援事業	全	福祉課
Ⅲ 地域づくり事業	地域介護予防活動事業	高齢・介護	健康長寿課
	生活支援サービス体制整備事業	高齢・介護	健康長寿課
	健康づくり推進事業	全	健康長寿課
	地域活動支援センター事業	障害	福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子ども	子育て支援課
	【新規】 共助の基盤づくり整備事業	全	福祉課
Ⅳ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	【新規】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全	福祉課
Ⅴ 多機関協働事業	【新規】多機関協働事業	全	福祉課

第4章 包括的相談支援事業

市民からの相談は、従来の機能をベースとしますが、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、新たに、高齢、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野から包括化推進員を任命し、ワーキンググループ会議（以下、「WG会議」という。）を設置します。

WG会議では、分野間の相互調整を図り、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受けとめ、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

1 包括的な相談の受け止め

各分野の包括化推進員は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

2 支援機関のネットワークで対応

受け止めた相談のうち、単独の機関では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や他分野の各機関と連携を図りながら支援を行います。

3 複雑化・複合化した課題は適切に多機関協働事業につなぐ

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

(1) 地域包括支援センター運営事業

1 所管課	健康長寿課
2 事業内容	介護保険法に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、専門スタッフが総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの支援を行います。
3 支援対象者	65歳以上の高齢者等
4 実施方式	直営
5 支援機関	あわら地域包括支援センター
6 配置人員	社会福祉士、主任介護専門員、保健師 それぞれ1人以上配置

(2) 障害者相談支援事業

1 所管課	福祉課
2 事業内容	障害者総合支援法に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、対象者の権利擁護を目的とした援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。
3 支援対象者	障がい者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人等
5 支援機関	基幹相談支援センター、委託相談事業所（市内1箇所）
6 配置人員	基幹相談支援センター…専門職（社会福祉士）2人 委託相談事業所…専門職（社会福祉士等）1人

(3) 利用者支援事業(母子保健型)

1 所管課	子育て支援課
2 事業内容	子ども・子育て支援法及び母子保健法に基づき、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援のために、母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供します。また、関係機関との連絡調整を行い、きめ細やかな支援を実施します。
3 支援対象者	子ども及びその保護者等
4 実施方式	直営
5 支援機関	子育て世代包括支援センター
6 配置人員	保健師 兼任1人 看護師 専任2人

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

1 所管課	福祉課
2 事業内容	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々の状態にあったプランを作成し、必要なサービス提供につなげます。また、就労支援員による就労支援、家計相談員による家計の立て直しの支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発に取り組みます。
3 支援対象者	主に生活困窮者、社会的に孤立する者等
4 実施方式	委託:社会福祉法人等
5 支援機関	自立相談支援機関
6 配置人員	主任相談員(社会福祉士等)1人 相談員(社会福祉士等)1人 就労支援員(社会福祉士等)1人

第5章 地域づくり事業

高齢、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを行います。

併せて、新たな社会資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等により地域における多様な主体による取り組みのコーディネート等を行います。

1 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備

地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

2 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネート

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人與人」「人と居場所」などのつなぎ合わせを行います。

3 地域活動の活性化

地域づくりの担い手を発掘・育成を行い、地域における活動の活性化や発展を図ります。

(1) 地域介護予防活動事業

1 所管課	健康長寿課
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none">・一般介護予防活動として、家に閉じこもりがちな高齢者、ひとり暮らしの高齢者等の活動の場として地域で住民主体の通いの場づくりを行います。・高齢者のサロン等に講師派遣を行い、高齢者の生きがいと社会参加を促進し、健康増進につなげます。・老人福祉センターの利用者に対し、介護予防・健康増進活動の支援を行います。
3 支援対象者	65 歳以上の高齢者等
4 実施方式	委託：社会福祉法人等
5 配置人員	事業所毎に担当職員を配置

(2) 生活支援サービス体制整備事業

1所管課	健康長寿課
2事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを中心に、地域課題やニーズを整理し、資源開発やネットワーク構築に取り組みます。 ・住み慣れた地域での生活を望む高齢者に対し、生活・介護支援サポーターとして行う活動を支援します。 ・支援活動(安否確認等の訪問、通いの場への運営協力)を通じて、サポーター自身の生きがいづくりや介護予防を推進します。
3支援対象者	65 歳以上の高齢者等
4実施方式	委託:社会福祉法人等
5配置人員	委託先職員(兼務)

(3)健康づくり推進事業

1所管課	健康長寿課
2事業内容	健康づくりサポーターを中心に体操教室など要望に合わせた教室を行い、地域ぐるみでの健康増進につなげます。
3支援対象者	市民
4実施方式	直営
5配置人員	事務職兼務

(4)地域活動支援センター事業

1所管課	福祉課
2事業内容	障害者総合支援法に基づき、障がい者等の通いによる、創作的活動または生産活動等の機会の場を設置し、地域生活支援の促進を図ります。
3支援対象者	障がい者等
4実施方式	委託:社会福祉法人等
5配置人員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター I 型 3人以上配置(うち常勤2人以上)

(5)地域子育て支援拠点事業

1所管課	子育て支援課
2事業内容	子育て中の親子に交流の場を提供し、子育て等に関する相談援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。
3支援対象者	乳幼児及びその保護者等
4実施方式	直営
5配置人員	保育教諭 専任3人

(6)共助の基盤づくり整備事業

市社会福祉協議会が主体となり、市内全行政区(町内会)に福祉推進員を配置するなど、地域の福祉課題の把握と問題解決に向けた取り組みを進め、住民支え合い活動を通じた地域の支援システムづくりを推進します。

第6章 多機関協働事業

多機関協働事業は、市直営とし、健康福祉部福祉課内に福祉まるごと相談室（以下、「相談室」という。）を設置します。

相談室には、相談支援コーディネーターを配置し、WG会議において分野間の相互調整を図るとともに、支援機関等からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事案等に対して包括的な支援体制を構築します。

また、支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言や重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、本市における包括的な支援体制を構築します。

1 支援調整会議

(1) 目的

単独の支援機関では対応が困難な課題の調整を担い、役割分担及び支援の方向性を検討します。

支援調整会議は法第106条の6の規定に基づく本人の同意が得られない困難な課題に対応するため「あわら市支援会議設置要綱」に基づき設置します。必要な情報の共有を図るとともに、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の活用を検討します。

また、自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援ができていない人へ支援を行うために開催し、気になる事案の情報提供と情報共有、見守りと支援方針の理解、緊急性がある事案への対応等の役割を果たします。

(2) 開催の方法

支援調整会議は、支援機関からつながれた複雑化・複合化した課題に対して、必要な支援体制が構築できるよう課題の緊急度や困難度を踏まえ適切に開催します。

(3) 構成員

支援調整会議には、行政機関、各分野の支援機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広い分野の実務者を招集し、課題の内容等により、構成員を選定します。

(4) 守秘義務

支援調整会議において、情報の交換等を行う必要がある場合は、構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること」とします。

支援調整会議の構成員に対しては、知り得た全ての事項について守秘義務を課します。

2 重層的支援会議

(1) 目的

重層的支援会議は、関係機関との情報共有に係る本人同意を得た事案に関して、支援を適切かつ円滑に実施するために「あわら市重層的支援会議設置要綱」に基づき開催します。

① プランの適切性の協議

多機関協働事業で作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等事業で作成したプランがある場合はこれらのプランを含む。）について、支援機関等が参加して合議のもとに、適切性を判断します。

② プラン終結時等の評価

多機関協働事業のプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等事業で作成したプランがある場合はこれらのプラン終結時を含む。）等においては、支援の経過と成果を評価し、プランに基づく支援を終結するかどうかを検討します。

③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討します。

(2) 開催の方法

会議の開催は会議の役割、検討件数や事例の内容、対象者の状況によって、随時開催し、既存の会議体と組み合わせて開催する等、効果的・効率的な運営に努めます。

(3) 構成員

重層的支援会議には、事例の内容に応じて、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が属する機関等、本人の支援に当たり連

携が必要な機関へ分野横断的に参加を呼びかけます。

重層的支援会議の構成員は、課題によって参加者を変えるなどの柔軟な対応とします。

(4) 開催の時機

重層的支援会議は、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業による、次の4つの時機に開催します。

① プラン策定時

- ・ アセスメント結果に基づく本人目標、支援方針、プラン内容
- ・ 各支援機関の役割分担の確認
- ・ モニタリングの時期の検討 等

② 再プラン策定時

- ・ 本人の状況変化の確認、評価
- ・ 現プラン評価
- ・ 再プラン内容の確認（プラン策定時の内容と同様）

③ 支援終結の判断時

- ・ 本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認
- ・ 支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認

④ 支援中断の決定時

- ・ 本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定

第7章 参加支援事業

参加支援事業では、既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している要支援者に対し、高齢、介護、障害、子ども、生活困窮等の既存制度と連携をとり、本人の希望と地域の資源との間の調整を行います。

1 所管課	福祉課
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 社会とのつながり作りに向け、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握しながら、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。・ 本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。
3 実施方式	委託：NPO法人、社会福祉法人等
4 配置人員	委託先に参加支援コーディネーター2人（社会福祉士等）を配置

第8章 アウトリーチ等継続的支援事業

アウトリーチ等継続的支援事業は、支援を要する本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、対象者を見つけるため、支援機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集します。

なお、事業実施にあたっては、障害福祉サービス提供事業所への委託の運営形態とします。

1 所管課	福祉課
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 各種会議、支援関係機関との連携を通じて、複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。・ 本人と直接対面や継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。
3 実施方式	委託：NPO法人、社会福祉法人等
4 配置人員	委託先にアウトリーチ支援員1人（社会福祉士等）を配置

第9章 重層的支援体制整備事業の推進体制

1 地域共生社会推進会議

地域共生社会推進会議は、地域福祉計画に掲げる地域共生社会の推進・実現に向け、各施策の検証・評価を行うとともに、併せて、重層的支援体制整備事業の進捗確認を行うため開催します。

(1) 目的

① 地域福祉計画の進捗確認

地域福祉計画の進捗管理及び内容の検証・評価し、適切性を判断します。

② 重層的支援体制整備事業の進捗確認

地域福祉計画の重点施策である重層的支援体制整備事業の内容の検証・評価し、適切性を判断します。

③ その他福祉施策への提言

本市福祉施策全般についての取り組みを検証し、適切性を判断します。

(2) 開催の方法

会議は事業の進捗確認及び評価等を審議することから、定例による開催とします。

(3) 構成員

地域共生社会推進会議には、多様な意見を聴取するため、学識経験者をはじめ支援機関など幅広い分野で委員を構成します。

また、審議の内容に応じて、必要があると認めるときは、委員以外にも出席を依頼し、意見を求めます。

2 PDCAサイクルによる事業点検

重層的事業計画を着実に推進するためには、事業の点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

このため、計画に基づく取り組みについては、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルにより、適応性や目標達成度、有効性の観点から自己点検・評価を行うとともに、地域共生社会推進会議で審議された本計画の進捗管理及び内容の検証・評価を受け、次年度以降の見直しを行っていきます。